

## 特定工場等において発生する騒音の規制基準

昭和49年4月9日三重県告示第241号の2平成12年10月12日四日市市告示第370号

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び 午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考1)

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び知事が指定した地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び知事が指定した地域
第4種区域	工業地域及び知事が指定した地域

備考2)

第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

## 特定工場等において発生する振動の規制基準

昭和52年12月6日三重県告示第727号、平成12年10月12日四日市市告示第374号

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考1)

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び知事が指定した地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び知事が指定した地域

備考2)

第2種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。